

## 綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ収集所への悪質な違反ごみの投棄の未然防止を目的に設置する違反ごみ監視カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ収集所 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年綾瀬市規則第7号）第15条第3項の規定に基づき設置されたものをいう。
- (2) 違反ごみ ごみ収集所において市が定めた方法に基づいて排出されていないごみ、又は指定収集日以外に排出されているごみをいう。
- (3) 監視カメラシステム 違反ごみの多発地区等に設置し、撮影及び記録する装置をいう。
- (4) 記録画像 監視カメラシステムによって記録された画像及び動画をいう。

### (設置場所)

第3条 市長は、違反ごみ等が多発している場所の自治会又はごみ収集所を管理している者の申請に基づき、監視カメラシステムを設置するものとする。ただし、市長が設置を必要と認める場合は、この限りでない。

### (管理責任者及び取扱者)

第4条 市長は、監視カメラシステムの適正な設置及び記録画像の適切な管理を図るため、監視カメラシステムの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、違反ごみ対策を所管する課等の長の職にある者をもって充てる。

2 市長は、管理責任者の指示を受けて監視カメラシステムの設置及び記録画像の管理を行う者（以下「取扱者」という。）を置くものとし、違反ごみ対策を所管する課等の職員をもって充てる。

### (管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、記録画像の漏洩、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、監視カメラシステムが設置又は作動している旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、記録画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置の申請等)

第6条 違反ごみが発生したごみ収集所の自治会の代表者又はごみ収集所を管理している者の代表者は、市長に対し監視カメラシステムの設置を、違反ごみ監視カメラシステム設置申請書(第1号様式)により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、監視カメラシステムの設置を決定し、違反ごみ監視カメラシステム設置決定通知書(第2号様式)により申請を行った者に通知するものとする。

(1) 監視カメラシステム設置場所の土地所有者に、当該設置等に係る承諾を得ていること。

(2) 監視カメラシステムを設置するために発生する費用を自らの負担とすること。

(3) 監視カメラシステム設置に関する確認書(第3号様式)を添付し、提出すること。

(設置期間)

第7条 監視カメラシステムの設置期間は、原則として1年を超えない範囲内の期間とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(設置及び撤去)

第8条 監視カメラシステムの設置及び撤去は、原則として市職員が行うものとする。

2 監視カメラシステムは、電池交換等の維持管理の方法を考慮して、市長がその都度定める場所に設置するものとする。

(記録画像の取扱い)

第9条 記録画像の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 記録画像の取扱い

記録画像を取扱うことができる者は、管理責任者及び取扱者に限定する。

(2) 記録画像の分析及び消去

記録画像の分析は、外部漏洩が防止できる環境において行い、分析の結果、違反ごみの発生の抑止等につながる記録画像以外のものは、保存せず速やかに消去するものとする。

(3) 記録画像の保存

記録画像は、監視カメラシステム専用の電子記録媒体に保存する。保存期間は原則として違反と考えられる事実を確認してから2週間とする。ただし、違反ごみの撤去等の目的において必要な場合は、当該目的の達成のために管理責任者が必要と認める期間に限り延長できる。

(記録画像の利用と提供)

第10条 保存している記録画像は、違反ごみの撤去等を指導するためのみに用いるものとする。ただし、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(記録画像の保管及び閲覧)

第11条 記録画像の保管及び閲覧は、次のとおりとする。

(1) 記録画像は、撮影時の記録画像のまま保管するよう努めなければならない。

(2) 記録画像の保存期間終了後は、速やかに消去を行うものとする。

(3) 記録画像の閲覧は、前条の場合に限るものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることはできない。

(4) 記録画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を監視カメラ記録画像閲覧記録簿（第4号様式）に記

録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会については、この限りではない。

(5) 第5条第3項の規定は、記録画像を閲覧した者について準用する。

(庶務)

第12条 監視カメラシステムの運用に関する庶務は、違反ごみ対策を所管する課等で行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

違反ごみ監視カメラシステム設置申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申出者 役職名等  
住 所  
氏 名  
電話番号

違反ごみ監視カメラシステムの設置を希望するので、綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- ① 設置を希望する理由
- ② 設置を希望する場所 綾瀬市
- ③ 設置を希望する期間 設置日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 設置を希望する場所の位置図（住宅地図等）
- 2 設置を希望する場所の土地所有者等の同意書
- 3 設置を希望する工作物、樹木等の所有者等の同意書  
（※工作等が必要な場合のみ。）

第2号様式(第6条関係)

違反ごみ監視カメラシステム設置決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました違反ごみ監視カメラシステムの設置については、次のとおり可否の決定をいたしましたので、綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

① 可否決定の内容

可

否

② 否の理由

③ 設置場所 綾瀬市

④ 設置期間(※) 最長 年 月 日 まで

(※ 設置期間については、あくまで1年以内の最長期間であり、設置期間内であっても、他の自治会等より新規設置希望等があった場合は、当該申請場所から撤去することがあります。)

(事務担当は、 )

第3号様式(第6条関係)

違反ごみ監視カメラシステムに関する確認書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申出者 役職名等  
住 所  
氏 名  
電話番号

綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの設置について、綾瀬市違反ごみ監視カメラシステムの運用に関する要綱第6条の規定による申請にあたり、以下の項目のすべてに同意します。

なお、違反ごみの未然防止、発生の抑止を目的としているため、原因者の特定や問題の解消につながらなかったとしても異議ありません。

- ① 監視カメラシステムに関する作業を行うときに設置場所へ立ち入る場合は、土地所有者の許可なく立ち入ることを土地所有者に承諾を得ました。
- ② 私有地に監視カメラシステム設置する場合、設置したことにより私有地内の物が破損等したとしても、故意である場合を除き、市へ責任を問いません。
- ③ 監視カメラシステムの設置のために発生した土地の賃借料、占用料や工事費等は一切、市に請求することはありません。
- ④ 監視カメラシステムの記録画像の確認依頼は、申出者が行うものとし、市職員の案内に必ず従い、市職員が立ち合いのうえで確認します。

第4号様式(第10条関係)

監視カメラ記録画像閲覧記録簿

月日	氏名	役職名等	住所	電話番号	目的	範囲
例 12/29	綾瀬山 小太郎	上土棚自治会8区長	綾瀬市上土棚北12-12-12	0467-76-7777	記録画像確認	12/13(木)午前11時30分頃
1 /						
2 /						
3 /						
4 /						
5 /						
6 /						
7 /						
8 /						
9 /						
10 /						
11 /						
12 /						
13 /						
14 /						
15 /						
16 /						
17 /						
18 /						
19 /						
20 /						